

新型コロナウイルス感染者等に係る情報の公表に関するガイドライン

(令和3年5月24日策定)

(令和4年3月8日改定)

1. ガイドライン策定の目的

国立大学法人島根大学（以下、「本学」という）は、本学の教職員及び学生等の学内関係者（以下、本学関係者という）が、新型コロナウイルスに感染した場合に、本学関係者および地域住民の安全と安心を確保するとともに、感染者に対する偏見や差別を防止し、必要な情報の開示を適切に行うため、情報の公表に関するガイドラインを定める。

2. 公表の考え方

本学関係者において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、原則として、次の考え方にに基づき、情報を公表する。ただし附属学園における感染者については、関係機関と連絡・調整の上、公表しないことができるものとする。

（1）新型コロナウイルス感染者に関する情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）第16条第1項に基づき、その地域を管轄する行政機関（以下、「当該行政機関」という）によって公表されるが、次に該当する場合には、本学においても当該行政機関と連絡・調整を行ったうえで、関連する情報を公表する。

①本学において、クラスター（感染者集団）が発生した場合

②学内及び地域への感染拡大の可能性が高く、本学において、教育研究活動、およびキャンパスへの入構等を制限しなければならない事態が生じた場合

（2）上記（1）①及び②以外の場合は、本学は当該行政機関と連絡・調整を行い、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、関連する情報を公表することがある。

（3）公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。

（4）個人情報またはプライバシーに係る情報の公表に関し、本人の同意が得られない場合、もしくは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じる恐れがある場合は、全部もしくは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、本学において公表の必要があると判断した場合には、当該行政機関と連絡・調整を行った上で、個人情報又はプライバシーの保護に最大限配慮し、本人の同意の有無にかかわらず公表することがある。

3. 公表内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスク等を総合的に判断し、行政機関と連絡・調整を行ったうえで、感染者の特定に至らない範囲で、次の感染状況等の情報のうち必要な情報を公表することとする。

(1) 感染者に関する情報

例：学生と教職員の区別、判明日等

(2) 本学が行う感染拡大防止対策および今後の対応